

資料提供 令和6年7月12日（金）	
課名：県民活動課 担当者：中村 内線：2739 電話：082-513-2723	課名：道路企画課 担当者：南 内線：3890 電話：082-513-3891

日本生命保険相互会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括的連携協定に基づく広島県交通安全協会への寄付金贈呈式について

「**広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例**」の制定により、令和5年4月1日から**自転車保険の加入が義務化**されました。

この度、自転車保険等への加入促進の一環として、昨年に引き続き、**県と日本生命保険相互会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括的連携協定**に基づき、**両社から広島県交通安全協会への寄付**が行われることとなり、**贈呈式を開催**します。

是非取材いただきますようお願いいたします。

寄付金贈呈式

日時・場所：令和6年7月22日（月） 15時30分～

県庁 北館2階 第2会議室

主催：日本生命保険相互会社（以下「日本生命」という。）、
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおい損保」という。）

出席者：日本生命：田島 一也 広島支社長、井上 武 福山支社長
あいおい損保：原 誠行 広島支店長、繁 雅浩 広島支店地域戦略室長
広島県交通安全協会：岩上 譲治 専務理事、森元 克則 安全事業推進課長
※臨席：環境県民局県民生活担当部長、土木建築局土木整備担当部長

寄付内容：日本生命 150,000円
あいおい損保 100,000円

「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました。 令和4年10月8日施行（一部）

自転車保険加入の義務化

（令和5年4月1日より）

- 自転車利用者
●保護者

未成年のお子様自転車を利用するときは、保険等に加入しなければなりません。



努力義務

自転車の点検整備をしましょう。
また、幼児用座席に幼児を乗せる際は、ヘルメットとシートベルトを着用させましょう。



定期的な点検・整備

点検整備を怠ると、交通違反となるだけでなく、交通事故の原因となってしまう可能性があります。

※取材を希望される場合は、当日 15 時 20 分までに直接会場へお越しください。